

県営住宅等条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第92号

県営住宅等条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

県営住宅等条例等の一部を改正する条例（平成26年岩手県条例第120号）第1条中県営織笠アパートに係る改正部分の施行期日は、平成27年11月10日とする。